

担い手経営革新促進事業

(過去の生産実績が無い場合に対する支援)

品目横断的経営安定対策加入者の更なる経営発展を促進するため、意欲と能力のある担い手の作付拡大に必要な経費の一部を拡大面積に応じて助成します。

<対象品目>

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目

(ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の麦・大豆は支援対象外(「毎年の生産量・品質に基づく支払」と同じ))

<助成の対象となるケース>

平成17年産以降の農外からの新規参入

平成19年産以降の米の生産調整強化への対応

平成19年産以降の経営規模の拡大

により対象品目の生産を拡大した場合が助成の対象です。



作付拡大の全てが対象になる訳ではありません

(野菜から大豆への転換など、単なる作目転換は対象外です。)

<助成を受けるための主な要件>

担い手に相応しい新技術の導入

地域の実情を踏まえ、都道府県担い手育成支援総合協議会が導入・普及すべき技術を定めます(例: 収穫機械の複数作物での利用、水稲直播栽培の実施、不耕起栽培の実施等)。どれか1つを経営に導入してください。

需要に応じた生産

「毎年の生産量・品質に基づく支払」と同様、種前契約の締結などが必要です。

良質な農産物の生産

生産物の品質について、上位区分の占める比率*が農協等の出荷単位の概ね平均以上となる必要があります。

(* 麦: 1等比率、大豆: 1等と2等の合計比率、てん菜: 平均糖度、でん粉原料用ばれいしょ: 平均でん粉含有率)

注) 農外から新規参入した場合、「良質な農産物の生産」の要件はかかりません。

<助成対象としてカウントされる面積(支援対象面積)>

18年産からの作付拡大面積が助成対象となります。

支援対象面積 = 当該年産の麦・大豆等の作付面積の合計 - 18年産の麦・大豆等の作付面積の合計

ただし、米の生産調整強化への対応、経営規模の拡大により作付を拡大する場合、それぞれ、生産調整強化分、経営規模拡大分に該当する面積が上限となります。

[イメージ]

農外からの新規参入の場合

18年産 19年産

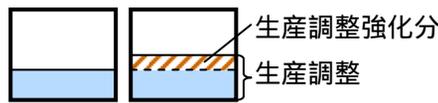


対象品目作付

(// 部分が対象面積)

米の生産調整の強化へ対応する場合

18年産 19年産



(当該年度における生産調整実施面積と18年産における生産調整目標水準の差が上限です。ただし、超過達成した分は助成対象から除きます。)

経営規模を拡大した場合

18年産 19年産



(当該年度における経営規模と18年産における経営規模の差が上限です。集落営農組織の場合、一元経理を行う面積を経営規模とします。なお、経営規模の拡大に当たり、過去の生産実績の移動があった場合には、その面積は助成対象から除きます。)

< 助成単価及び助成額の算出方法 >

(円 / 10a)

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆
27,600	20,900	18,200	23,600	20,200

**助成単価は、原則として
全国一律とします。**

注: てん菜・でん粉原料用ばれいしょについては、小麦の単価を適用します。

$$\text{助成額} = \text{支援対象面積} \times \text{作目ごとの助成単価}$$

< 事業実施期間 >

平成19年度から21年度までの3年間 (平成19年度予算概算決定額 71億円)



このような場合は助成を受けることができません

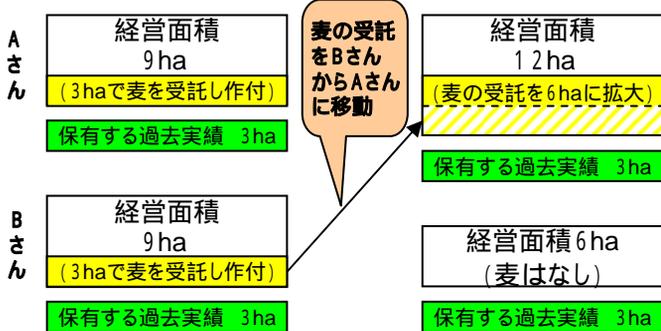
経営規模の拡大に該当する場合でも、

農地の出し手に過去の生産実績があるにも関わらず、農地の権利移動の際、過去の生産実績を移動していない

法人又は集落営農組織において、構成員が個人の経営では麦・大豆等を生産しないにも関わらず、過去の生産実績を保有し続けている

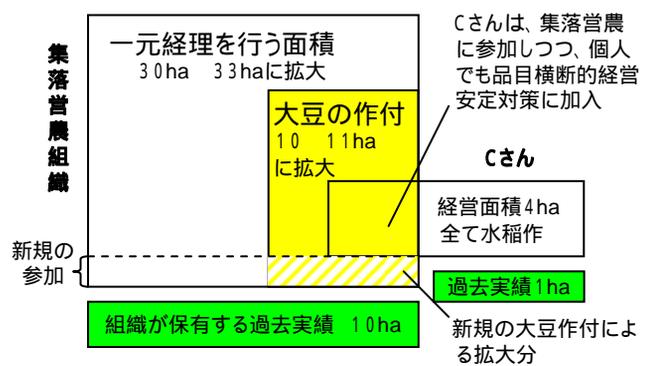
など、適切に過去の生産実績の移動が行われていない場合は助成を受けることはできません。

[のイメージ]



Aさんの経営は3ha拡大しているが、2人の間の作付面積は増えていない

[のイメージ]



Cさんから組織へ過去実績を移動していれば、助成の必要はない

このほか、担い手経営革新促進事業では、地域にモデル経営体を設置し、大規模土地利用型農業の担い手にふさわしい技術の導入・普及を推進します。

モデルとなる担い手には、実証経費相当額を助成します。

助成単価(初年度)

水田地帯 2,200円 / 10a
畑作地帯 2,900円 / 10a

注1: 助成額は取り組む革新的技術の数によって変わります。

注2: 2年目以降、助成単価は暫減します。

< 経営革新モデルの要件 >

- ・ 複数作物を組み合わせた経営を行うこと
- ・ 複数の革新的技術を組み合わせ、労働力配分の合理化、土地利用の合理化、資本装備の最適化に取り組むこと
- ・ 毎年度、地域のモデルとしての取組状況を報告すること 等

担い手経営革新促進事業の実施主体は、岐阜県担い手育成総合支援協議会であり、助成の申請窓口や助成金の支払いは、岐阜県担い手育成総合支援協議会が行います。

19年度担い手経営革新促進事業の取組スキーム及びスケジュール(案)

年月	国(地方農政局)	都道府県担い手育成 総合支援協議会 (事業実施主体)	担い手	備考
18年12月	事業骨子の提示			
19年1月	実施要綱要領案の提示			
2月	資金需要量調査	資金需要量調査		
3月	資金配分計画作成	経営革新計画策定準備 事業実施計画の策定		
4月	実施要綱要領の施行 事業実施計画承認 交付決定	経営革新計画の策定		
5月 ～ 7月		公募 対象者選定 対象者決定	事業参加申請書、 実践計画・作付計画書 通知	
8月 ～ 12月		現地調査	・経営革新モデルの実践 ・特定対象農産物の生産	・事業実施計画に変更の必要 が生じた場合、計画変更協議 を実施
20年1月			実績報告書(兼支払 請求申請書)の提出	
2月		要件確認		・20年度の資金需要量調査
3月	額の確定・支払	実績報告書作成・ 概算払い請求 振り込み	助成金受領	・20年度の公募・選定